

## 特定非営利活動法人京都コミュニティ放送 臨時総会 議案書

開催日時:2023年11月20日(月) 19:00-20:00

開催場所:オンライン(ZOOM)

---

### 次第

1. 開会のことば
2. 理事長挨拶
3. 総会成立報告
4. 議長選出
5. 議事録署名人の選出
6. 議事  
第1号議案:定款変更について  
第2号議案:役員選出規定変更について  
第3号議案:定款変更・役員選出規定変更に伴う取り扱いについて
7. 議長解任
8. 閉会のことば

審議事項

第1号議案〈定款変更について〉

定款の「第4章 役員および職員・顧問」「第6章 理事会」を変更したく、ご承認をお願い申し上げます。変更案は以下のとおりです。

◆定款

現行規定	変更案
第4章 役員および職員・顧問 第9条(種別) 5 任期は、理事および監事のいずれも <b>1年</b> とする。再選を妨げない。(以下略)	第4章 役員および職員・顧問 第9条(種別) 5 任期は、理事および監事のいずれも <b>2年</b> とする。再選を妨げない。(以下略)
第6章 理事会 第 15 条(理事長、副理事長の選出と役割) 理事長、副理事長は、理事からの互選とする。任期は <b>1年</b> で、再選できるものとする。	第6章 理事会 第 15 条(理事長、副理事長の選出と役割) 理事長、副理事長は、理事からの互選とする。任期は <b>2年</b> で、再選できるものとする。

報告事項

第2号議案〈役員選出規定変更について〉 ※別紙1:役員選出規定

役員を選出方法変更について、2023年10月25日開催第5回理事会にて決定いたしました。また、理事要件にNPO債1口以上を引き受けることを追加しました。ご理解のほどよろしく願いいたします。

◆役員選出規定

変更前	変更後
●定数を上回る立候補があった場合は、 <u>信任投票上位者より</u> 理事とする。	●定数を上回る立候補があった場合は <u>選挙を行い、得票上位者より</u> 理事とする。

第3号議案〈定款変更・役員選出規定変更に伴うスケジュールについて〉

月	会議・スケジュール
11月20日	臨時総会開催(定款変更)
11月末	役員立候補届送付
12月31日	役員立候補届受付締切
2024年1月下旬	総会議案送付
2月18日	通常総会開催、役員選出

**特定非営利活動法人京都コミュニティ放送  
役員（理事および監事）選出規定**

**【定款】**

理事定数 5人以上25人以内  
監事定数 1人以上3人以内  
役員任期 2年

**【役員選出規定】**

- ① 役員は正会員（社員）であることを原則とする
- ② 立候補および推薦にて受け付ける  
※推薦には、3人の正会員の推薦かつ本人の了承があった時に候補者となる
- ③ 同封の役員立候補届または推薦届に必要な事項を記入し、郵送・持参・FAX・メールいずれかで届け出る。※所属または簡単な活動明記
- ④ 定数を上回る立候補があった場合は選挙を行い、得票上位者より理事とする。

**【理事要件】**

- ① 理事会に必ず出席のこと。やむを得ず欠席の場合には委任状をご提出ください。  
※理事会・委員会開催頻度：3ヶ月に1回程度
- ② 理事は運営にかかわる各種委員会に参画していただきます。
- ③ 2024年度理事については、NPO債1口以上を引き受けていただきます。  
※外国籍を有する方の立候補に関しては、放送免許の制限がありますので、事務局にご相談ください。

改定

2007年度理事会にて投票規定等追加、2008年度役員選出から適用

2014年12月18日理事会にて落選規定を削除、2015年度役員選出から適用

2023年10月25日理事会にて理事要件を追加、2024年度役員選出から適用